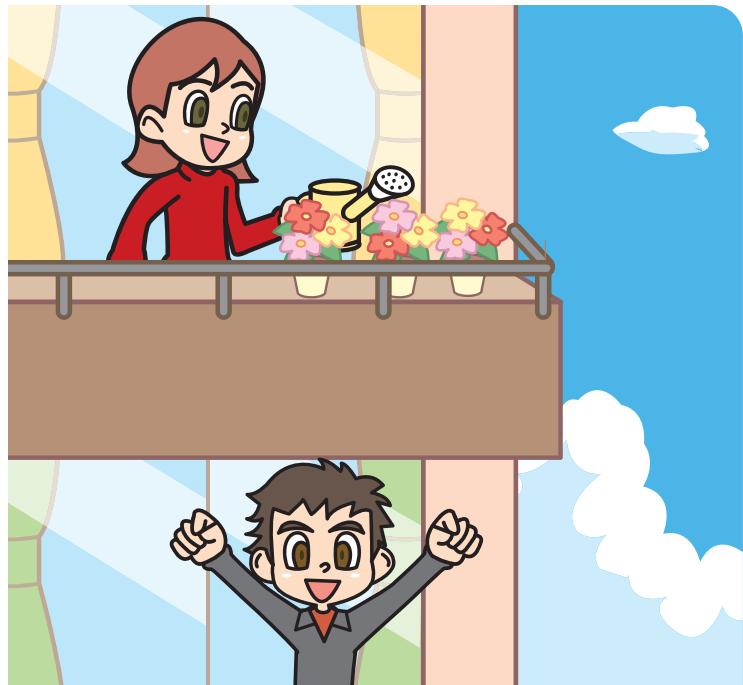




まだ誰も知らない安心を、ともに。

# 団体日常生活賠償保険

## 団体総合生活補償保険(個賠型)



# 日常生活中に発生する法律上の損害賠償責任を補償します。

## ●保険金をお支払いする場合●

「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(\*)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」に対して保険金をお支払いします。

- ①被保険者が本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ②日常生活に起因する偶然な事故

(\*) 電車等とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーランド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等は含みません。

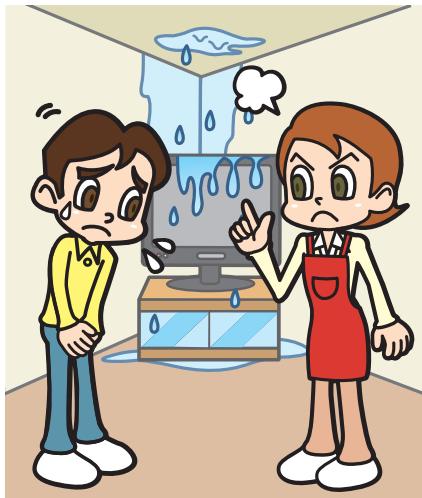
※ 住宅には、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。

### ＜保険金をお支払いする主な事故例＞

- 飼い犬が近所の子どもにかみつき、ケガをさせた。



- マンションで水漏れを起こし階下のお宅を汚してしまった。



- 自転車運転中に通行人にぶつかりケガをさせた。



- 公園で遊んでいて誤って他人にケガをさせた。



- スキーをしていて他人にぶつかりケガをさせた。



- 誤って線路へ立ち入り、安全確認のため電車を運行不能にさせた。

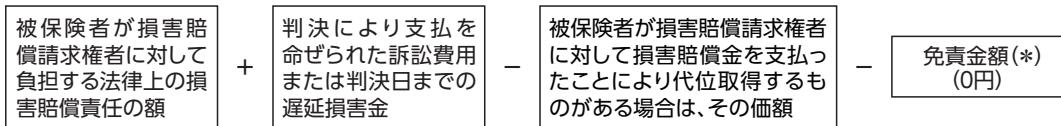


このような毎日の生活の中で起きた事故により、相手方の治療費や修理費等を支払わなければならない場合、賠償金等を補償します。

※1 この保険は、ご本人やご家族の方が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いする保険です。上記事例でも事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。

※2 被害者側に過失がある場合などは、過失相殺などにより被害者側の損害額に比し、保険金が少なかったり、まったくお支払いできないことがあります。

## ●お支払いする保険金の額●



(\*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

※1 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。

※2 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。

※3 事故により損害賠償の請求を受けた場合、当社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。

ただし、次のいずれかの場合は、当社による示談交渉はできません。

- ①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合
- ②損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③正当な理由がなく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- ④日本国外で発生した事故または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

また、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

※4 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。

保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(\*1)の合計額が、損害の額(\*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(\*1)
- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(\*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(\*1)を限度とします。

(\*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(\*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。

## ●保険金をお支払いできない主な場合●

次のいずれかによって発生した損害

○保険契約者、被保険者または法定代理人の故意

○戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注1)

○地震もしくは噴火またはこれらによる津波

など

次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害

○被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任

○被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

○被保険者と同居する親族(注2)に対する損害賠償責任

○被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。

○被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任

○被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任(注3)

○被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

○被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任

○航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます)、銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

○罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任

など

(注1) テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

(注2) 親族とは、配偶者(\*)、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(\*) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

(注3) レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かったりした物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。

### 【ご注意】

日常生活賠償特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

## ●契約概要のご説明●

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

### 1.商品の仕組み

#### (1)商品の仕組み

団体日常生活賠償保険は、日本国内外において被保険者が偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害、または日本国内において被保険者が電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

#### (2)被保険者の範囲

被保険者の範囲は、次のとおりです。

※ 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特約	被保険者の範囲		
	本人	配偶者(注1)	本人またはその配偶者(注1)の同居の親族(注2)・別居の未婚(注3)の子
日常生活賠償特約	○	○	○

(注1) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

(注2) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注3) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

### 2.基本となる補償 等

#### (1)基本となる補償

基本となる補償の「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない場合」は中面に記載しています。

詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

#### (2)保険金額の設定

保険金額は、引受けの限度額がありますのでご注意ください。また、お客様の保険金額は、保険申込書・加入申込票兼被保険者明細書等をご確認ください。

#### (3)保険期間および補償の開始・終了時期

①保険期間：1年間(ご契約内容により1年に満たない短期契約も可能)

②補償の開始：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)

③補償の終了：満期日の午後4時

#### 事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損害 あんしんサポートセンター

**0120-985-024** (無料)

※受付時間 24時間365日

※おかげ間違いにご注意ください。

※IP電話からは**0276-90-8852**(有料)

におかけください。

#### 指定紛争解決機関

#### 当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただか、解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人  
日本損害保険協会そんぽADRセンター

ナビダイヤル  
(全国共通・通話料有料) **0570-022-808**

※受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

※電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。

※携帯電話からも利用できます。

※電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。

※おかげ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

### △ご契約にあたってのご注意

- このパンフレットは、「団体日常生活賠償保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。
- 「団体日常生活賠償保険」は、日常生活賠償特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 保険契約のお申込みの際は、保険申込書等の各項目について正しくご記入ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として保険申込書等に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することができます。
- 事故が起こった場合、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

**あいおいニッセイ同和損害保険株式会社**

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

● ご相談・お申込先